

# ドイツ普通自動車保険約款

## 日本語訳

上智大学法学部教授	石田 満
筑波大学社会科学系教授	出口正義
琉球大学法文学部助教授	久保田光昭
上智大学大学院博士後期課程	菊地秀典
上智大学大学院博士後期過程	金 元奎

平成5年4月

財団法人安田火災記念財団



本書は、ドイツ普通自動車保険約款（Allgemeine Bedingungen für die Kraftfahrtversicherung = AKB）の翻訳である。AKBは、1970年12月18日に交布され、1971年1月1日に施行された。その後、1971年7月16日、1975年1月14日、1977年1月12日、1982年2月15日、1982年6月8日、1984年2月8日、1984年3月6日、1988年7月1日と改正を繰り返してきた。この点は日本の自動車約款と同じである。

最近の改正としてとくに注目されるのは、自動車傷害保険の部分の約款改正であり（1988年）、普通傷害保険約款（AUB 88）に適合させるために抜本的に改正した点である（第16条～第23条）。

本約款の翻訳にあたっては、たえず Stiefel-Hofmann, Kraftfahrtversicherung, 15., neubearbeitete Auflage, 1992を参照したことを付記しておく。

本約款の翻訳は、筑波大学社会科学系教授出口正義君、上智大学大学院博士後期課程菊地秀典君、同金元奎君とわたくしとの4名共同作業としてはじめたが、その後、琉球大学法文学部助教授久保田光昭君の参加を得てようやく完成したものである。

なお、いつもながら、気を付けて翻訳したつもりであるが、誤解した点も少なくないものと惧れる。建設的意見を賜われれば幸いである。

平成5年4月10日

上智大学法学部教授 石田 満



# ドイツ自動車保険普通保険約款 (AKB)

自動車保険は、それぞれ保険契約の内容に従い、次の保険種類を含むものとする。

- i. 自動車賠償責任保険 (B第10条～11条)
- ii. 車両保険 (C第12条～15条)
- iii. 自動車傷害保険 (D第16条～23条)

## A. 一般条項

### 第1条 保険保護の開始

(1) 保険保護は、保険料および保険税の支払により、保険証券を受領した時に開始する。ただし、特約により開始の時点を選んだ場合は、それを遡ることはできない。

(2) 保険保護が保険証券を受領する前に開始するものとするときは、保険者または権限のある代理人の特別の承諾が必要である(仮担保)。管轄官庁の許可に必要な保険契約証を交付したときは、自動車賠償責任保険に限り仮担保を承諾したもののみならず、仮担保は、保険証券の受領と同時に終了する。仮担保は、申込が変更されずに承諾されたが、保険証券をおそくとも14日以内に受領せず、かつ、保険契約者がその遅滞につき責任を負わなければならないときには、遡及的に失効するものとする。保険者は、書面により一週間の期限を付して仮担保を解約することができる。この場合には、保険者は、保険保護の期間に相当する保険料を比例的に取得するものとする。

## 第2条 保険保護の制限

### (1) 適用領域

この保険は、その適用領域の拡張につき特約のない限り、ヨーロッパに適用される。

### (2) 保険事故発生前の義務

保険者は、次に掲げる場合には給付義務を免れる。

- a) 車両が申込書に記載されている目的と異なる目的に使用される場合。
- b) 権限のない運転者が車両を使用する場合。ただし、給付義務は、保険契約者、保有者または所有者に対してはなお存続するものとする。
- c) 車両の運転者が公共の道路または場所で保険事故を招致したときに、所定の運転免許をもっていない場合。ただし、給付義務は、保険契約者、保有者または所有者が権限のある運転者が運転免許を過失なくもっているものと認めた場合または権限のない運転者が車両を使用した場合には、これらの者に対してなお存続する。
- d) 自動車賠償責任保険においては、官庁の許可を受けない競走の催しに車両を使用する場合またはそのための練習に使用する場合。

### (3) 免責

保険保護は、次に掲げる場合には与えられない。

- a) 車両保険および自動車傷害保険では、損害が直接もしくは間接に暴動、戦争、公権力の行使または地震によって生じた場合。
- b) 損害が競走の催しに参加している間に生じたか、またはそのための練習中に生じた場合。自動車賠償責任保険においては、この規定は、官庁により許可された競走の催しまたはそのための練習に参加している場合に限り適用される。
- c) 核エネルギーによる損害。(\*)

(\*)この損害のてん補は、もっぱら原子力法に従って定められる。

### 第3条 契約関係者の法律関係

(1) 第2条第2項、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条第9項、第13条第3項および第7項、第14条第2項および第5項、第15条および第22条において、保険契約者に関係する規定は、共同被保険者および保険契約に基づき請求するその他の者に対しても準用される。

(2) 保険契約に基づく権利の行使は、別段の約定のない限り（とくに第10条第4項および第17条第3項第2文参照）、保険契約者に専属的に帰属する。保険契約者は、被保険者とともに義務を履行する責任を負う。自動車傷害保険については、被保険者に帰属する保険金額を保険契約者に対して支払うには、被保険者の同意のある場合に限りなすことができる。

(3) 保険者が保険契約者に対して給付義務を負わないときは、保険者は、すべての共同被保険者および保険契約に基づき請求するその他の者に対しても同じく給付義務を負わない。免責が義務違反によるものであるときは、保険者は、第三者に対してなした給付につき、免責の原因となった事情のある共同被保険者に対してのみ償還請求をなすことができる。

(4) 保険金請求権は、最終的に確定するまでは、保険者の明示の承諾がなければこれを譲渡または質入をすることはできない。

### 第4条 契約期間、解約

(1a) 保険契約は、1年の期間またはそれよりも短期の期間をもって締結することができる。約定契約期間が1年の場合には、契約は、遅くとも契約終了前3カ月以内に解約しない限り、1年ごとに更新される。次の保険料期間の開始時期として、契約開始時期と異なる時期を約定したために、契約期間が1年以下となった場合についても同様とする。契約期間が1年以下の場合には、契約は解約を要せずに終了する。契約終了前3カ月の期間において、保険料の増額をとまなう認可された料率変更があった場合には、個別の保険

種類またはすべての契約の解約は、契約の終了前14日まではなお認められる。

(1b) 保険標章を備えなければならない車両に関する契約については、当事者が契約の更新を排除しているときには、第1 a 項第2文の規定は適用されず、かつ、当事者が契約について遅くともその終了前3カ月以内に解約しない場合には、1年ごとに更新される旨を約定しているときには、第1 a 項第4文の規定は適用されない。

(2) 保険事故の発生後に、保険者が損害てん補義務を承認したかまたは履行期の到来した損害てん補の給付を拒絶したときは、各契約当事者は、保険契約を解約する権限を有する。保険者が保険契約者に対し、第三者の請求権について訴訟を提起すべき旨を指示したとき、または委員会（第14条、第20条）に申し立てがなされたときも同様とする。

(3) 保険事故の発生したときの解約は、損害てん補義務の承認もしくは損害てん補の拒絶後、または第三者との訴訟での判決が既判力を生じた後もしくは委員会の裁定の送達後1カ月以内に限り許される。保険契約者については、解約期間は、そのものが解約事由を知った時からはじまる。保険者は、1カ月の解約期間を遵守しなければならない。保険契約者は、進行中の保険年度（ないし約定短期契約期間）の終了後は解約することができない。

(4) 保険契約者が保険事故の発生したときに解約した場合は、進行中の保険年度ないし約定短期契約期間の保険料は保険者に帰属する。保険者が解約するときは、既経過保険期間に相当する部分の保険料を取得する。

(5) 解約は、すべての契約についてもまたは個別の保険種類についてもなすことができる。解約は、また1個の契約で複数の車両を保険に付している場合には、すべての車両についてもまたは個々の車両についてもなすことができる。保険契約者が、一部解約告知の受領後2週間以内に保険者に通告しなければならない契約の一部解約に同意しないときは、契約全部が解約された



ものとみなされる。

(6) 自動車賠償責任保険において、保険者の義務が第三者に対して存続するときは、保険契約が終了しているときでも、この義務のある期間の保険料は保険者に帰属する。保険者が保険契約法第40条第2項第2文により営業手数料を取得するときには、保険期間に応じて短期料率による保険料が適用される。ただし、年間保険料の40パーセントを超えないものとする。

(7) 解約告知は、すべて書留郵便でなされなければならない、かつ、解約期間内に到達しなければならない。

## 第5条 一時休止

(1) 車両の運転を一時的にとりやめるとき（道路交通法にいう休止）でも保険契約は、それによって影響を受けない。ただし、保険契約者は、官庁の使用休止証明書を提出し、かつ少なくとも休止してから2週間を経過しているときは、保険保護の中断を請求することができる。この場合には、当事者の義務は、第2項から第6項までの規定が適用される。

(2) 自動車賠償責任保険においては、保険保護は、第10条および第11条に従い、車両保険においては第12条第1項第1号および第2項もしくは第3項に従って与えられる。ただし、その車両は、車庫外または囲いのある駐車場で使用してはならず、一時的な場合を除いて、ほかに駐停車してはならない。その違反が保険契約者の故意または重大な過失によるものでない場合を除いて、給付義務を免れる。

(3) 特定の車両の自動車傷害保険では、保険保護は与えられない。

(4) 車両を再び運行に供する旨を届け出るときは（道路交通法にいう休止の終了）、保険保護は、制限を受けずに復活する。これは、標章の記載と関連する運行について適用される。休止の終了は、保険者に遅滞なく通知しなければならない。

- (5) 保険契約は、休止の期間だけ延長される。
- (6) 保険保護の中断後休止の終了を、官庁へ届け出てから1年以内に保険者に通知せず、かつ保険者がこの期間内に保険契約者またはその他の保険者に対して契約の継続を請求しない限りは、解約告知をしなくても、この期間の満了をもって終了する。車両が運行休止後1年以内に再び運行に供する旨の届け出がなされなかったときも同様とする。保険料の割引については、第6条第3項は、危険の消滅の日にかわり車両の届け出の日の基準に従って適用される。
- (7) 第1項第2文もしくは第3文および第2項から第6項までの規定は、保険標章を備えなければならない車両についての契約、キャンピングカーについての契約および第4条第1a項第3文に定める契約の例外に関する1年以下の短期の保険期間の契約については適用されない。

## 第6条 譲渡

- (1) 車両を譲渡するときは、譲受人は、保険契約による保険契約者の権利および義務を承継する。ただし、この規定は、自動車傷害保険については適用されない。譲渡の時に進行中の保険年度の保険料については、譲渡人および譲受人は、連帯債務者として責任を負う。譲渡につき、遅滞なく保険者に通知しなければならない。
- (2) 譲渡のある場合には、保険者および譲受人は、保険契約を解約する権利を有する。保険者の解約権は、保険者が譲渡の通知を受けた後1カ月以内に行使しないとき、譲受人の解約権は、譲受人が譲受後または保険の付いていることを知った後1カ月以内に行使しないときは、その効力を失う。譲受人が解約したときは、進行中の保険年度または契約による短期の契約期間の終了時に、直ちにその効力が生じ、保険者が解約したときは、1カ月の期間をもってその効力が生ずる。この場合、第4条第5項から第7項までの規定が

適用される。

(3) 保険者または譲受人が契約を解約したときは、保険保護の期間に相当する部分に限り、保険料は保険者に帰属する。保険関係が1年より短期の場合は、保険料は、保険契約の開始から危険の消滅までの期間を短期料率により算出され、または1年以内に同じ保険者と新しい自動車保険を締結したときには、保険料は、保険保護の期間に応じて算出される。

(4) 保険標章を備えなければならない車両については、第3項の適用を受けない。

保険者または譲受人が譲渡車両の契約を解約したときは、進行中の交通年度の保険料は、保険者に帰属する。ただし、保険契約者が保険証券ならびに譲渡車両の保険標章を譲受人に交付し、譲受人が解約したときは、短期保険料率により保険保護の期間の保険料に限り、保険者に帰属する。

(5) 譲渡の後、その譲渡車両につき保険に付していた同一の保険者に、6か月以内に同種または同様の使用目的の車両（料率規定にいう代替車両）を保険に付し、かつ、その初回または一時払いの保険料を遅滞なく支払わないときは、保険契約法第39条が適用される。第1条第2項第4文および第38条は適用されない。保険者は、第1文の場合に、保険契約法第39条第3項により保険関係が解約されたときは、保険者は、第4条第6項第2文により算出する額の営業手数料を請求することができる。

## 第6条 a 危険の消滅

(1) 車両保険では、損害がてん補されることにより危険が消滅したときは、進行中の保険年度または短期の契約期間の保険料は保険者に帰属する。

(2) その他の事由で被保険危険が永続的に消滅したときは、第6条第3項の計算に従って、保険料が計算される。

(3) 保険標章を備えなければならない車両については、第2項の規定を適用し

ない。危険が永続的に消滅したときは、進行中の交通年度または約定の短期間の保険料は保険者に帰属する。ただし、保険契約者が保険証券および被保険自動車の保険標章を保険者に引き渡したときは、短期保険料率に従い、保険保護の時点の保険料に限り、保険者に帰属する。

(4) 第6条第5項が準用される。

## 第7条 保険事故が発生した場合の義務

I (1) この契約の意味での保険事故とは、この保険で保険者に担保する損害を招致するかまたは — 賠償責任保険の場合には — 保険契約者に対する請求を生ぜしめる出来事をいう。

(2) 保険契約者は、1週間以内に保険事故をすべて書面で保険者に通知しなければならない。保険契約者が物的小損害の規制に関する特別約款の規準に従って損害事故を自ら処理するときは、通知を要しない。保険契約者は、事実の解明および損害の軽減に役立つすべての処置をとる義務を負う。保険契約者は、この場合、保険者の指示があるときは、これに従わなければならない。取調手続きが開始するか、または刑事処分もしくは過料処分があるときは、保険契約者は保険事故をすでに通知したときでも、保険者に遅滞なく通知をしなければならない。

II (1) 責任損害が発生したときは、保険契約者は、あらかじめ保険者の同意を得ないで、請求の全部もしくは一部を承認するかまたは弁済する権限を有しない。保険契約者が事情によってその承認または弁済を拒絶することが明らかに不当であるときは、この限りではない。

(2) 被害者が保険契約者に対して請求をしたときは、保険契約者は、請求のあった後一週間以内に通知する義務を負う。

(3) 保険契約者が裁判上の請求を受けたとき（訴えまたは支払命令）、訴訟救助法の申し立てをしたとき、または裁判上訴訟告知を受けたときは、

保険契約者は、その旨を遅滞なく通知しなければならない。差押え、仮処分または証拠保全手続のあったときも同様とする。

(4) 支払命令、差押えおよび仮処分に対しては、保険契約者は、保険者の指示が期間経過前遅くとも2日までになされないときは、その期間の保全のために必要な法律上の異議を申し立てなければならない。

(5) 訴訟となるときは、保険契約者は、訴訟の指揮を保険者に委任し、また保険者の選任した弁護士に代理権を与え、かつ、要求された説明をしなければならない。

Ⅲ 車両保険で担保する損害が発生した場合は、保険契約者は、修理の開始前に正当とされる限り、保険者の指示を求めなければならない。窃取損害または火災損害ならびに野生動物による損害（第12条第1項I d）で300ドイツマルクを超えるときは、遅滞なく警察署にも通知しなければならない。

Ⅳ (1) 給付義務の発生を予想させる事故の場合は、遅滞なく医師を立ち会わせ、かつ、保険者に知らせなければならない。被保険者は、医師の指示に従い、かつ、その他、事故の結果をできる限り減少させなければならない。

(2) 被保険者は、保険者の要求した報告と専門家の鑑定が直ちになされるよう協力しなければならない。

(3) 被保険者は、保険者の委任した医師の診察を受けなければならない。必要な費用は、それによって生ずる休業損害を含めて保険者が負担する。

(4) 被保険者を — 他の原因による場合でも — 治療したかまたは診察した医師は、他の保険者および官庁に必要な報告をなす権限を有する。

(5) 死亡事故の場合は、その事故についてすでに通知した場合でも、その結果を48時間以内に通知しなければならない。その通知は、電信で行わなければならない。保険者は、委任した医師による解剖を行わせる権利を有する。

Ⅴ (1) 自動車賠償責任保険において、故意または重過失により前項に定め

る義務の一つに違反したときは、保険者は、保険契約者に対して第2項および第3項で定める限度で給付義務を免れる。重過失による違反の場合には、保険者は、保険事故の確定および保険者給付義務の確定および範囲に影響を及ぼさない限り、なお給付義務を負う。

(2) 保険者給付の免責額は、1,000ドイツマルクに制限される。故意に解明または損害軽減義務に違反したときは（たとえば、事故現場からの不法な離脱、救助の不履行、保険者への不実の報告）、それが特に重大な場合には、保険者の給付の免責額は5,000ドイツマルクとされる。

(3) 自己または第三者のために不法な財産上の利益を得る意図で故意に義務に違反したときは、保険者の給付免除は、第2項の規定にかかわらずその取得した違法な財産上の利益については制限されない。故意または重過失によりⅡに定める義務の一つに違反し、かつ実体的および法的状況により責任のある賠償範囲を著しく超える判決が確定したときでも、取得した超過額については制限されないとする。この場合、義務違反は少なくとも重過失によるものと推定される。

(4) 車両保険または自動車傷害保険において、前項の義務の一つに違反したときは、保険契約法第6条第3項の基準に従って給付義務を免れる。

## 第8条 提訴期間、裁判管轄

(1) 保険者が理由を示して保険保護の請求を拒絶したときは、保険契約者は、損失を回避するために6カ月以内に裁判上請求しなければならない。その期間は、保険者が期間の満了したときに生ずる法律上の効果を示してその請求を書面で拒絶した後にはじめて開始する。自動車傷害保険においては、さらに第22条第5項の除斥期間が適用される。

(2) 保険関係に基づいて保険者に対して提起される訴訟については、裁判管轄は、保険者の住所地またはその保険関係の所轄営業所の所在地により決定

される。代理店が契約を仲介したかまたは締結したときは、その仲介または締結時のその代理店の営業所の住所地、また営業所がないときはその代理店の住所地の裁判所も管轄権を有するものとする。

## 第9条 通知および意思表示

保険契約者の通知および意思表示は、すべて、書面によらなければならない、かつ保険者の代表者または保険証券に権限があるものとして指定された者にしなければならない。保険証券により指定された仲介人以外の者は、その受領権限がない。死亡事故の場合の通知については、第7条第4項第3号が適用される。

### 第9条 a 約款および保険料率の変更

(1) 自動車賠償責任保険の普通保険約款および保険料率の変更は、その変更の時に存する保険関係には次の保険料期間の開始時から適用される。ただし、保険料率表またはその認可の際に別段の定めがあるときは、このかぎりではない。保険料の変更が一定の時期から適用される旨を定めたときは、保険期間満了までの差額を支払うか、またはそれを返還しなければならない。現在の契約が法律の変更により、その保険金額がその車両について定められた最低保険金額を下回るときは、改正法が施行された時に、新しい最低保険金額で約定したものとみなされる。

(2) 自動車賠償責任保険において保険料率の変更の場合に、保険契約者が支払わなければならない保険料の増額が20パーセント以上に及ぶときは、保険契約者は、保険者の通知を受領した後2週間以内に直ちに解約することができる。ただし、それは、早くとも、保険料の増額が効力を生じたときに第4条第7項の考慮のもとに、解約することができる。この場合、12カ月以内の数度の保険料の増額があるときは、これを合計するものとする。その解約は、

自動車賠償責任保険に限り、また全契約についてこれをなすことができる。保険期間の一部が保険料率の変更の効力発生後にあたるときは、自動車賠償責任保険の保険料は、その期間につき新しい保険料率に従って比例的に算出される。

(3) 一般条項（第1条－第9条a）の変更は、車両保険および自動車傷害保険では、変更の時に存する保険関係にも次の保険料期間の開始時から適用される。その認可にあたり別段の定めがあるときは、このかぎりではない。同時に保険に付されるものとされている車両部品および付属品（第12条第1項）のリストの変更についても同様とする。

(4) 車両保険では、型式規定または地域区分規定および保険料の調整規定の変更があるときは、第12条a、第12条b、第12条cおよび第12条dにより定められる。

## B. 自動車賠償責任保険

### 第10条 保険の範囲

(1) この保険は、契約で指定された車両の使用により次に掲げる事故が生じたときに、私法的内容を有する法律上の責任規定に基づき保険契約者または共同被保険者に提起された理由のある損害賠償請求に対する弁済、および理由のない損害賠償請求に対する防御を含む。

a) 他人に傷害を与えたかまたは他人を死亡せしめたとき

b) 財物を毀損もしくは破壊したかまたは滅失せしめたとき

c) 人的損害にも物的損害にも間接または直接に関係しない財産上の損害を生ぜしめたとき

(2) 共同被保険者とは、次の者をいう。



- a) 保有者
- b) 所有者
- c) 運転者
- d) 運転補助者。すなわち、保険契約者または保有者との雇用関係において、交代のためまたは積荷労働および補助労働の実行のために権限のある運転者かつねに同乗している者をいう。
- e) バスの車掌。ただし、その者が保険契約者または保有者との雇用関係において従事している場合に限る。
- f) 保険契約者の雇用者または公の雇用者。ただし、被保険車両が保険契約者の承諾を得て職務上の目的のために使用されている場合に限る。

(3) 削除

- (4) 共同被保険者は、保険金請求権を独立して行使することができる。
- (5) 保険者は、請求に対する弁済または防御のために合目的と思われるすべての意思表示を被保険者の名においてなす権限を有する。
- (6) 保険者の給付については、約定の保険金額を各損害事故時の最高限度とする。費用についての保険者の支出は、第4文とは関係なく、保険金額の給付にはこれを算入しない。同一の原因から同時に生ずる複数の関連損害は、一つの損害事故とみなす。損害賠償請求額が保険金額を超えるときは、保険者は、保険金額の請求額全額に対する割合でのみ訴訟費用を負担する。保険者は、保険金額および訴訟費用の分担額を供託することにより、その他の給付を免れることができる。
- (7) 保険契約者が被害者に対して年金払いをしなければならず、かつ年金の元本価額が保険金額を超えるかまたは保険事故から生ずるその他の給付額を控除してもなお保険金額の残額を超えるときは、給付される年金は、保険金額またはその残額の年金元本価額に対する割合でのみ支払う。割合的価額を算定するについて、年金の元本価額およびてん補限度額は、管轄監督官庁に

提出する業務報告書に基づいて決定される。それは、監督官庁の認可により現在の保険関係にもその変更の効力を及ぼすことができる。

(8) 車両について、損害事故発生の日に有効な国際保険証書が発行されているとき、または国際自動車保険証書に関する協定の付属合意書でそれが放棄されているときには、ヨーロッパ内での外国旅行中では、保険者の給付は、少なくとも訪問国の義務保険に関する法律により規定される保険約款および保険金額に従って定められる。

(9) 保険者が承認、弁済または和解により、損害賠償請求の解決を要求したが、保険契約者の行為によりそれが失敗したときは、保険者は、それを拒絶したことにより保険契約者に生じた元本、利息および費用についての付加損害について給付義務を免れる。ただし、保険契約者が保険者からその旨の指示を受けていないときは、このかぎりではない。

## 第10条 a 連結車の保険範囲

(1) 自動車保険は、当該自動車に連結されているかまたはその使用中にその自動車から離れて走行している連結車により引き起こされる損害をも含む。連結車の保有者、所有者、運転者、運転補助者およびバスの車掌もまた共同被保険者とされる。連結車の搭乗者の損害は、基本保険金額を限度として含まれる。

(2) 連結車の賠償責任保険は、連結車が当該自動車に連結されていないとき、または自動車から離れて走行したのではないときに連結車により引き起こされる損害、および連結車の搭乗者の被った損害のみを含む。自動車の保有者、所有者、運転者、運転補助者およびバスの車掌もまた共同被保険者とされる。

(3) セミトレーラーおよび第1項の適用については牽引車または被牽引車もまた本約款にいう連結車とみなされる。これについて責任保険による保護がないときに限る。

